

基本方針

人口が継続して減少する社会が到来し、経済成長や国家財政、都市部の人口集中などその影響が様々な事象として起こっている現状を踏まえ、国においては、「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」「女性や高齢者等の活躍」などいわゆる少子高齢化問題を背景とした取り組みが提起されています。加えて、昨年からは全国で実施されている生活困窮者自立支援制度や改正介護保険法の施行、社会福祉法人制度改革の議論などが行われており、これらすべての動きに共通するものとして改めて、地域を舞台に地域住民や当事者を主体として関係機関や団体との協働により、予防啓発や早期発見、課題解決といったトータルな地域づくりなど地域福祉の一層の推進が重要視されています。

摂津市社会福祉協議会としても、今後これらをどう受け止め展開していくのかということが重要な課題であり、また、求められる社会的な使命であると認識しています。こうしたことを踏まえて社会福祉協議会は、地域住民をはじめ関係機関と連携・協働して、取り組みをすすめてまいりました。とりわけ市制施行50周年の記念すべき年を迎える摂津市とは「車の両輪」に例えられるように連携、協働を行い、住民主体による地域福祉の取り組みが次の世代へとつながるよう努めているところであります。

このような状況下、社会福祉協議会が今後の新たな制度に対応するものとして、大阪府内の41社協で組織する連合会においてその行動指針が取りまとめられました。従来の発展強化策としてまとめられた「地域の総合力を引き出す社協」「地域にひらかれた社協」「自ら提案し、行動する社協」という点を再点検し、新たな制度における事業を社会福祉協議会が取り組む意義とは何なのか、これまでの取り組みにより培ってきたネットワークやつながりを活かさないかなどを検討する中で、積極的に考えていくことが重要であるとされています。

摂津市社会福祉協議会は、地域住民はもとより校区等福祉委員会や民生児童委員協議会、自治会連合会、老人クラブ連合会など様々な住民主体の団体との協働により、サロン活動や出張相談、安否確認などを実施してまいりました。これらのつながりと継続性こそ、社会福祉協議会活動の「宝」であり、自分たちの地域を良くして行こう、変えていこうとする思いが地域福祉を推進する大きな原動力であると感じております。これからも実施する事業やコミュニティのつながりから、関係者との連携や相談などから福祉ニーズを掘り起し、子どもから高齢者まですべての住民が、住み慣れた地域において一人ひとりが認め

られて大切にされ、地域社会の一員として様々な活動に参加し、いきいきと自立した暮らしが送れるまちとなるよう引き続き取り組んでまいります。

地域福祉課

法人全体に共通するものとして、経営の在り方や財務・業務運営など公益法人に求められる情報開示を行うにあたり、事業報告や決算などをホームページや広報紙に掲載し、幅広く周知に努めるとともに、市内の自治会を通じて全戸配布している「社協ニュース」については、広告料収入を見込んで福祉関係団体等の広告掲載を推進するほか、より読みやすく手に取ってもらえるよう工夫してまいります。これら広報媒体を通じて、健全経営と事業運営の公共性、透明性を発信してまいります。また、一般企業と同じく求められる社会的規範やモラルなど法令順守（コンプライアンス）に努め、制度や市場原理では満たされないニーズへの対応を行ってまいります。

市内全域で取り組まれているサロン活動は、12の校区等福祉委員会を中心に取り組んでいただいております。ボランティア活動や地域参加へのきっかけともなっておりますが、この取り組みが次世代へとつながるよう福祉委員養成講座を開催し、人材の確保に努めてまいります。また、地域福祉活動の新たな課題への対応や活動のガイドラインなどをまとめた校区等福祉委員会の活動冊子を皆さんとともに協働して作ってまいります。

市内に4カ所ある地域福祉活動拠点は、サロン活動を中心に子どもから高齢者まで幅広く利用されており、地域福祉活動のシンボルとしてより機能するよう、社協ニュースでの紹介や環境整備等引き続き支援するとともに、「デイハウスました」につきましては、十三高槻線上部へと移転することから、これまで同様に利用されるよう福祉委員会や関係機関と協議しながらスムーズな移行を図ってまいります。

昨年初めて開催した「社協感謝のつどい」では、社会福祉協議会に対してご寄付をいただいた方への感謝の意を伝達し、社会福祉協議会にご協力いただいている団体や福祉関係者などとの情報交換、交流を行うことができました。本年度におきましても、地域活動に永年ご活躍された方々への感謝を含め、10月に実施してまいります。

毎年8月から月一回実施している「安心して暮らせる福祉講座」は、地域福祉活動支援センターを会場に定着してまいりましたが、本年度から市民の方々により身近な地域福祉活動拠点へ出張し、「福祉なんでも出張相談」とあわせて実施してまいります。

ボランティアセンターでは、常設の災害ボランティアセンターの準備を行うとともに、これを支える災害支援ボランティアリーダーの養成を引き続き行ってまいります。また、移転するデイハウスまたに併設して設置する倉庫に災害支援物資を常備し、災害時への備えを行ってまいります。

ボランティア活動の情報発信と活動体験ができる「ボランティアフェスティバル」を、引き続き地域福祉活動支援センターとその周辺を会場にボランティア連絡協議会との共催で実施してまいります。

生活福祉資金貸付事業では、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談件数が大幅に増加しております。本貸付制度が効果的に利用され、自立生活の一助となるよう、日常における市担当課との調整、連携の強化に努めてまいります。

社会福祉施設地域貢献委員会では、地域における公益的な活動の一層の推進が求められていることから、施設職員間の情報交換と交流、研修、協議する場などを設け、充実強化を図りながら情報発信に努めてまいります。

居宅介護事業（障害サービス）と訪問介護事業（介護保険サービス）については昨年同様、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能、利用者及びその家族等の意向を踏まえた計画づくりを行い、円滑なサービス提供に努めてまいります。

介護保険法の改正に伴う新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、市において示される方針等を注視し、民間事業所として必要とされる内容等を精査する中で、社会福祉協議会の使命との整合性を図りながら、実施等の検討を行ってまいります。

地域包括支援課

4年目を迎える地域包括支援センターの運営は、全国各地で取り組まれている法定4事業を中心に、市が策定される第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に示される内容等との整合性を図り、国や市において新たな方向性や方針等が示された場合は、協議、検討を行いながら受託者としての役割を引き続き果たしてまいります。

まず一つ目の「介護予防ケアマネジメント業務」では、「せつついきいき健康づくりグループ」が高齢者の自主活動として定着し、介護予防活動としても重要な取り組みとなっているところから、その事務局としてグループ活動を支援し、グループの拡大、増加などサポートを行ってまいります。また、その一環として、専門職を講師として派遣することで、健康の維持と予防、情報提供や啓発などを行ってまいります。

「総合相談支援業務」では、医療・保健・福祉の連携を図るため、市や専門機関、地域のさまざまな関係団体などとネットワークの構築に努めるとともに、

市民の方々が気軽に相談できる体制づくりを引き続き行ってまいります。

「権利擁護業務」では、昨今、高齢者が被害者となる虐待や権利侵害の事案が増加しています。一人ひとりが住み慣れた地域で尊厳をもって日常生活を送りたいという普遍的な思いを実現するため、地域住民や民生委員、ライフサポーターなどの協力を得、利用可能な福祉サービスを提供しながら虐待防止等に努めてまいります。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度等へのサービス利用へとつなげるための情報提供や普及等にも努めてまいります。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、支援を要する高齢者が入院、施設利用を行う場合において、介護支援専門員と主治医、施設関係者等が連携を図り、病院や施設と在宅生活をつなぐ連携支援システムの構築をしてまいります。また、介護支援専門員が抱える悩みや不安等の相談支援も合わせて行ってまいります。

介護予防プランの作成については、介護報酬での財政的自立が求められており、高齢者に対するきめの細かいサービス提供を基本理念に健全な財政運営に努めてまいります。

職員の資質向上については、日常業務を通じて職場内外の研修により行うものとし、職員一人ひとりの意識改革をすすめ、限られた人材の中でその能力や適性を活用して職員育成に取り組んでまいります。あわせて、市民や事業所の職員を対象とした研修会も引き続き行ってまいります。

市内5つの中学校区を単位に、各種関係団体の参画と連携をしながら開催している地域ケア会議については、これまでの2年間を総括し、参加者の意見を集約する中で、高齢者を支える地域づくりとなるよう会議の在り方や方向性などを検討してまいります。

市において平成29年度から実施が予定されている介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢者支援の最前線に立つ地域包括支援センターとして、現状の課題や今後求められる役割、継続性等の観点などから、社会福祉協議会の社会的役割や意義、地域における強みやつながりといった立場を含め、積極的に関わっていく必要があります、検討を行ってまいります。

介護等を要する高齢者が年々増加し、相談内容も複雑、多様化しております。加えて、相談からサービス提供に至る間の複数回の訪問やその都度の関係機関との連絡調整など多くの時間を要するケースも増加傾向にあります。しかしながら、高齢者の尊厳と自立を基本とし、一人ひとりの相談に丁寧に向き合い、職員全員が社会福祉協議会として受託した意味を再認識し、使命感をもって地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行ってまいります。

事業一覧

地域福祉課・地域係

事業名	実施予定時期	内 容
ふれあい配食サービス事業	通年	市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携を図りながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。
家族介護用品給付事業	通年	市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。
献血推進事業	通年	市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。
移送サービス事業	通年	リフト付き車両によりボランティアが送迎する。
福祉用具貸出事業 ・ 車いす	通年	旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校等が実施する車いす体験の際にも貸出す。
各種相談事業 ・ 心配ごと相談事業 ・ 心の相談事業 ・ 介護相談 ・ 福祉なんでも出張相談	通年	生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。より多くの市民へ対応するために地域福祉活動拠点に定期的に職員が出向き相談に応じる。
日常生活自立支援事業 ・ 事業周知の拡大 ・ 関係機関との連携強化と利用者数の拡充 ・ 市民講座の実施	通年 平成29年2月	広報紙、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携を図りながら、丁寧な対応で利用者の援助に努めとともに、各関係機関と連携を図り利用者数の拡充を図る。 日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。
小地域ネットワーク活動推進 ・ 校区等福祉委員会活動冊子の作成 ・ 福祉委員養成講座の開催	通年	校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。 校区等福祉委員会活動の周知と参加促進を図るために冊子を作成する。 福祉委員の拡充を図るため講座を開催する。
老人介護者（家族）の会 ・ つどい場事業等の実施	通年	会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育てアドバイザー研修会 (家庭児童相談室共同)	通年 1月頃～週1回 (全6～7回)	出張説明会・ブログ・学校保護者向けPRなど周知活動を引き続き行うことで会員の拡充と事業の充実を図る。 市の行う「子育てアドバイザー」と共に研修を実施し、会員登録の拡充につなげる。現在実施の基礎講習会を時間数、内容共に充実したものとする。

地域福祉課・地域係

事業名	実施予定時期	内 容
地域ボランティア・小地域ネットワーク事業合同研修会	平成29年3月	地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。地域活性化や交流の現地見学、ボランティア同士の交流などを目的に実施する。
安心して暮らせる福祉講座事業 ・地域福祉活動拠点での実施	8月から毎月1回	より多くの市民が福祉への知識と関心を高めることで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加する機会をつくり、住民主体による地域福祉を推進するための講座を開催する。 <u>市内4か所の地域福祉活動拠点で講座を実施する。</u>
ボランティアセンター事業 ・ボランティア入門講座 ・移送サービス講習会 ・ボランティアフェスティバル	通年 6月頃 7月上旬 11月	ボランティア登録とボランティア情報の提供や相談、需給調整を行うことで福祉のまちづくりを推進する。 ボランティア活動や地域福祉活動に携わるきっかけとなる講座を実施する。 移送サービスのボランティア確保のための講座を実施する。 ボランティア活動の啓発と参加を呼びかける。
生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援事業との連携	通年	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立を図る。 <u>生活困窮者自立支援法の施行等に伴い相談件数が増加している。相談者の自立を効率的に図るため関係機関との連携強化を図る。</u>
社会福祉等資格取得実習生の受入	6月・11月（それぞれ2週間程度）	大阪人間科学大学等に通う学生及び市内在住の学生を対象として、実習の受入を行う。社協特有の実習内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。
社会福祉施設地域貢献委員会 ・研修会 ・実務担当者情報交換会 ・地域住民との情報交換会	通年	社会福祉法人の在り方が問われる状況のもと、市内における施設が連携し関係機関と協働しながら施設の特性や強みを活かした地域のセーフティネットを担う事業を展開する。
災害ボランティアセンター事業 ・災害ボランティアリーダーの育成	随時	「摂津市地域防災計画」において社会福祉協議会の活動が位置づけられており、日頃から災害に備え、災害発生時に職員が早急かつ円滑に支援活動等を行うためのマニュアルに基づき訓練等を実施する。 <u>災害ボランティアセンター支援等、災害時におけるボランティア活動の中心的な役割を担う人材育成を行う。</u>

地域福祉課・総務係

事業名	実施予定時期	内 容
会員会費	7月	会費の趣旨や用途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。
赤い羽根共同募金 ・街頭募金 ・法人募金	10月	学生等、より多くの方々に街頭募金のボランティア等に参加を呼びかけ実施をする。 新たにより多くの企業・団体への法人募金の依頼を行う。
歳末たすけあい運動	12月	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
社協関係者・功労者式典事業 (感謝のつどい)	10月	歴代社協功労者(役員、多額寄付者など)を対象とした式典事業を実施する。
広報啓発活動	随時	社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。 発行費用軽減のため広告を募集する。
地域福祉活動拠点整備事業 ・デイハウスましたの移転		第一中学校区の地域福祉活動拠点である「デイハウスました」の十三高槻線上部への移転を行う。
個人情報管理の強化等法令順守事項の徹底	随時	マイナンバー等個人情報の管理強化を図る等、法人として順守すべく事項を徹底する。

地域福祉課・介護係

事業名	実施予定時期	内 容
居宅介護等事業	通年	障害福祉サービスを提供している居宅介護事業所については引き続き職員の資質の向上を図り、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。
訪問介護事業	通年	介護保険については平成27年度改正に伴い要支援1・2の対象者について本体の給付(予防給付)から訪問介護が外れることになる。廃止については平成27年当初からではなく、自治体の準備状況に応じて3年以内で完了予定となっており、「新しい総合事業」に移行し地域支援事業が再編される。今後ヘルパー派遣の体制等、必要な取り組みを進めるとともに、円滑なサービスの提供に引き続き努める。
ライフサポーター事業	随時	「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し、ライフサポーターが訪問し、安否の確認を行う。

地域包括支援課・包括・介護予防係

事業名	実施予定時期	内 容
<p>地域包括支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント ・ 総合相談 ・ 権利擁護 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・ 事業所職員研修、市民研修 ・ 地域ケア会議 ・ <u>職員の資質向上</u> 	<p>通年</p>	<p>高齢者の医療・保健・福祉の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるための自主活動グループの支援や健康の向上に関する情報提供と啓発を図る。</p> <p>医療・保健・福祉の関係機関と連携を図り地域でのネットワークを構築する。</p> <p>高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。</p> <p>支援を要する高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域のサービス事業所と連携を密にして高齢者の在宅生活を支援する。</p> <p>事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて、研修会を市民・関係団体を対象に実施する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関が連携する会議を実施する。</p> <p><u>介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの役割は重要となっており、「OJT」等の手法を用いて職員の資質向上を図る。</u></p>